

# 協働のためのルールブック (案)



令和4年 月

愛知県あま市



## 目次

はじめに	P2
第1章 協働とは	
1. 協働とは	P3
2. 協働の目的	P4
3. 協働により期待される効果	P4
4. 協働の範囲	P5
第2章 協働を進めるために	
1. 基本姿勢	P6
2. 基本原則	P7
第3章 協働の進め方	
1. 協働の進め方	P8
2. 各ステップについて	P9
3. 協働の形態	
(1) 後援	P11
(2) 事業協力	P13
(3) 実行委員会	P15
(4) 補助	P17
(5) 委託(協働型)	P19
<b>資料</b> 第5期まちづくり委員会 委員名簿	P21

## はじめに

あま市では、これまで自治会をはじめとする地域単位の団体や自発的な志をもった市民活動団体と市が協働し「まちづくり」が行われてきました。

市は、平成24年に「あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例」を制定し、平成26年10月に市民や市民活動団体等の拠点として市民活動センターを設置するなど、市民協働の普及や啓発に努めてまいりました。

また、平成28年3月には「あま市みんなでまちづくり市民活動・協働ガイドブック」を作成し、「協働」への理解や参加を推進してまいりました。

このルールブックは、協働による事業がより効果的かつ効率的に進むよう、市民の皆さんが協働事業を実施する上で必要となる手続き等について具体的にお示しするものであります。また、本ルールブックでいう市民とは、まちづくりに関わる人を指します。

### ○あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例(抜粋)

一生涯住み続けたいまちを築いていくには、この地域に顕在し、又は潜在している市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に生かすことが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かし合うために、それぞれが手をつなぎ合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が対等な立場で助け合い、信頼関係を築くため、パートナーシップを組み、連携し、協働していくことが大切です。

パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、安全安心でぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここにあま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例を制定します。

# 第1章 協働とは

## 1. 協働とは

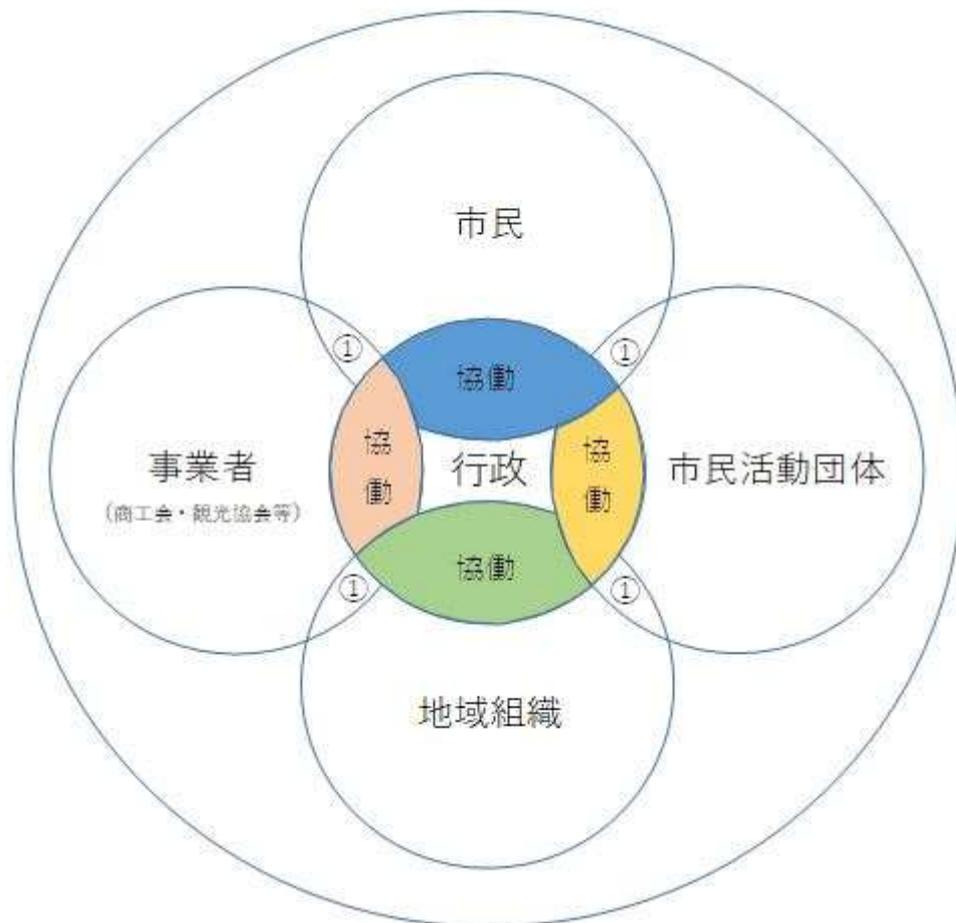
協働とは、市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政等の様々な主体が、同じ目的のために、役割を分担し、かつ補完し、ともに力を合わせて活動することです。

図1の各主体を表す円が重なり合っている部分で、一緒に事業を進めることを「協働」と言います。

協働には様々な組み合わせがありますが、本ルールブックでは、行政と市民・地域組織・市民活動団体・事業者との協働を指します。

図1の①の部分については、行政と重なっていませんが、各主体で活動範囲が同じで一緒に事業を進めることについても「協働」と言います。

### ◆協働のイメージ（図1）



## 2. 協働の目的

近年の少子高齢化、核家族化、情報化などに伴い、価値観や生活スタイルが多種多様化する中、地域における問題や課題も大きく変化しています。それらの課題などを、行政だけが主体となって解決することが困難になってきています。

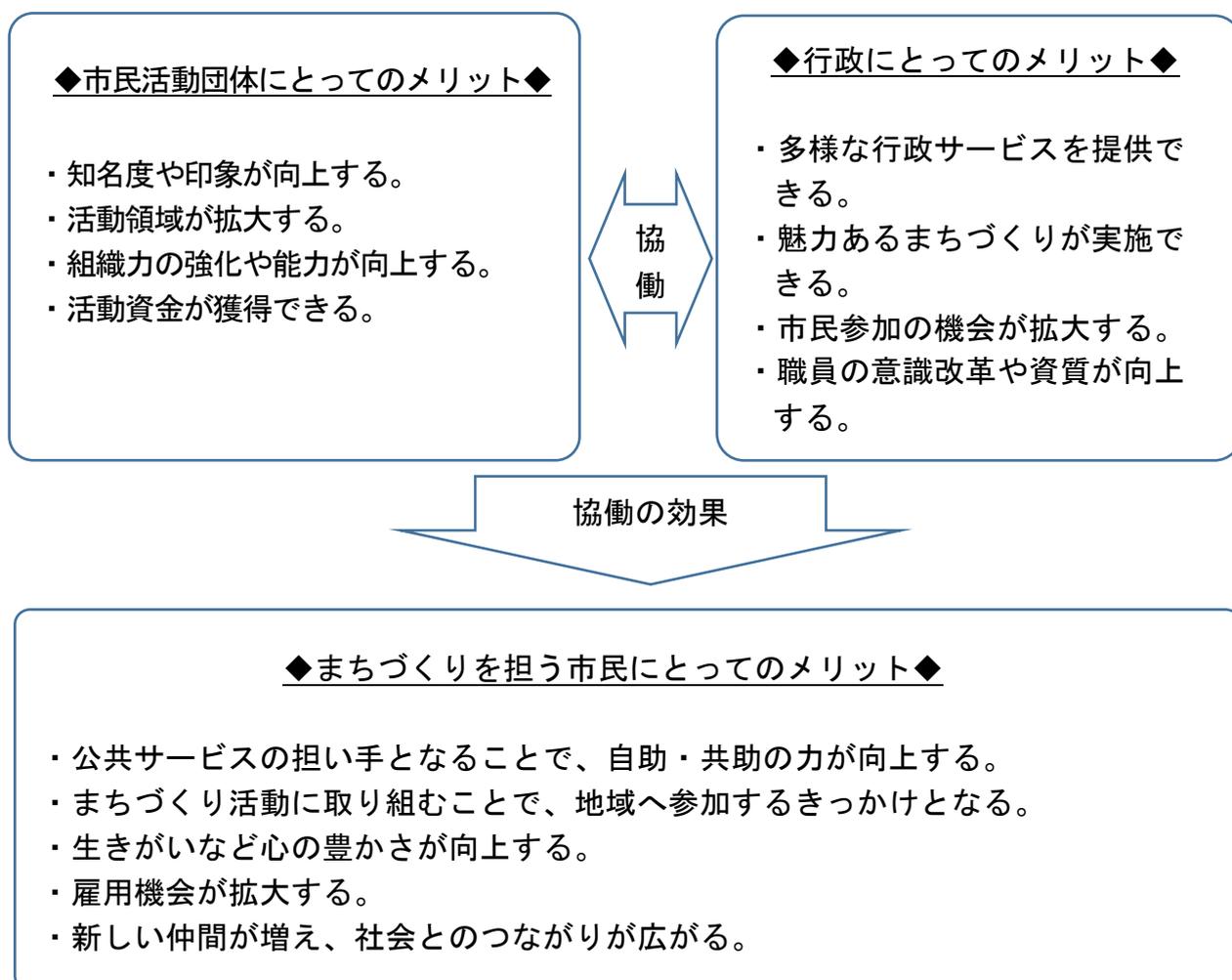
そのため、これからのまちづくりには、行政のみではなく、市民、地域組織、市民活動団体、事業者の力が必要です。

様々な主体が、それぞれの特性を活かしながら、お互いに協力し合ってまちづくりを進めていくことで、一生涯住み続けたいと思えるまちの実現を目指します。

市内には、地域コミュニティや子育て支援、文化芸術やスポーツ団体等、様々な分野で活動する団体が存在します。そういった組織と協働することで、魅力あるまちづくりを推進していきます。

## 3. 協働により期待される効果

協働には、行政のみでは対応することが難しい課題を解決することだけでなく、それぞれの主体において、次のような効果が期待できます。



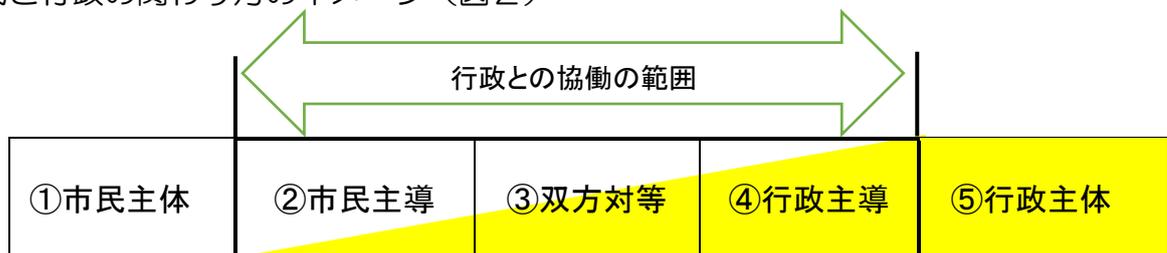
## 4. 協働の範囲

協働の範囲とは、市民、地域組織、市民活動団体、事業者等が取り組む公益性のある活動と行政が行う事業が一致している範囲のことです。

市民と行政の関わり方は、図2のように「①市民主体」から「⑤行政主体」までの範囲が考えられますが、このうち、市民と行政の活動が重なり合う「②市民主導」から「④行政主導」までが協働の範囲の基本となります。

図2では、無着色の部分が多ければ市民主体の活動となり、着色の部分が多くなればなるほど行政主体の活動となります。

### ◆市民と行政の関わり方のイメージ（図2）



- ①市民主体・・・市民の責任と主体性により行われる領域
- ②市民主導・・・市民の主体性のもと行政と協力して行われる領域
- ③双方対等・・・市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われる領域
- ④行政主導・・・行政の主体性のもと市民の協力を得て行われる領域
- ⑤行政主体・・・行政の責任と主体性により行われる領域

### 【協働の具体例と形態※図】

	①市民主体	②市民主導	③双方対等	④行政主導	⑤行政主体
具 体 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私益な活動</li> <li>・親睦活動</li> <li>・特定の価値観を普及する活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域自治活動</li> <li>・地域活性化事業</li> <li>・地域課題の発掘</li> <li>・地域イベント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の生活支援、子育て支援</li> <li>・防犯、防災、環境保全</li> <li>・イベント、まつり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議会、委員会</li> <li>・公共施設管理運営</li> <li>・パブリックコメント</li> <li>・アンケート調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可</li> <li>・行政処分</li> <li>・公権力の行使（税の賦課等）</li> </ul>
形 態		補助・後援	実行委員会	事業協力・委託（協働型）	

※協働の形態については、P9で説明しています。

## 第2章 協働を進めるために

協働を進めるにあたって、あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例に規定されている基本理念（第3条）に基づいて、それぞれの役割と特性を理解し、進めていくことが重要です。

### 1. 基本姿勢

協働を推進していくために、次のような姿勢で取り組みましょう。

	対象者	姿勢
市民	まちづくりに関わる人	<ul style="list-style-type: none"><li>・「自分たちでできることは自分たちの手で」という意識を持ち、できる範囲から始めましょう。</li><li>・個人の想いで終わるのではなく、「地域の力」へと発展させていく姿勢を持ちましょう。</li></ul>
地域組織	区、町内会、コミュニティその他の地域で生活することを縁として活動を行う組織	<ul style="list-style-type: none"><li>・「自分たちの地域は自分たちの手で」という自治の精神と、「お互いさま」という相互扶助の精神を持ちましょう。</li><li>・地域に根ざした市民活動に対する理解と支援を促す姿勢を持ちましょう。</li></ul>
市民活動団体	営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織（その活動が宗教的活動又は政治的活動に該当するものを除く）	<ul style="list-style-type: none"><li>・実現性を十分に考慮した上で行動するよう心がけましょう。</li><li>・それぞれの主体において、様々な制約があり、ルールに沿って動いているということを理解しましょう。</li><li>・協働は、「ともに力を合わせて共通の目的に向かって活動すること」であり、行政に頼り切ってしまわないように心がけましょう。</li></ul>
事業者	市内で事業を営む個人、法人その他団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社会の一員としての自覚を持ち、市民活動に対する理解促進に努めましょう。</li><li>・市民活動への積極的な参画に努めましょう。</li></ul>

## 2. 基本原則

市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政等がよりよいパートナーシップを築き、協働を進めていくためには、次の5つの原則をお互い認識しておくことが重要です。

補 完 性	<p>市民、市民活動団体、行政等には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。</p> <p>協働による効果を最大限に活かすためには、「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。</p>
相 互 理 解	<p>協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなければなりません。</p> <p>相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。</p>
目 的 ・ 目 標 の 共 有	<p>協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意味がありません。</p> <p>そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。</p>
対 等 性	<p>「行政は市民活動団体等を下請け感覚で扱ってしまう」、「市民は行政に対して依然として依存や要望体質である」では今までと何も変わりません。</p> <p>協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心がける必要があります。</p>
透 明 性	<p>複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。</p> <p>そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。</p>

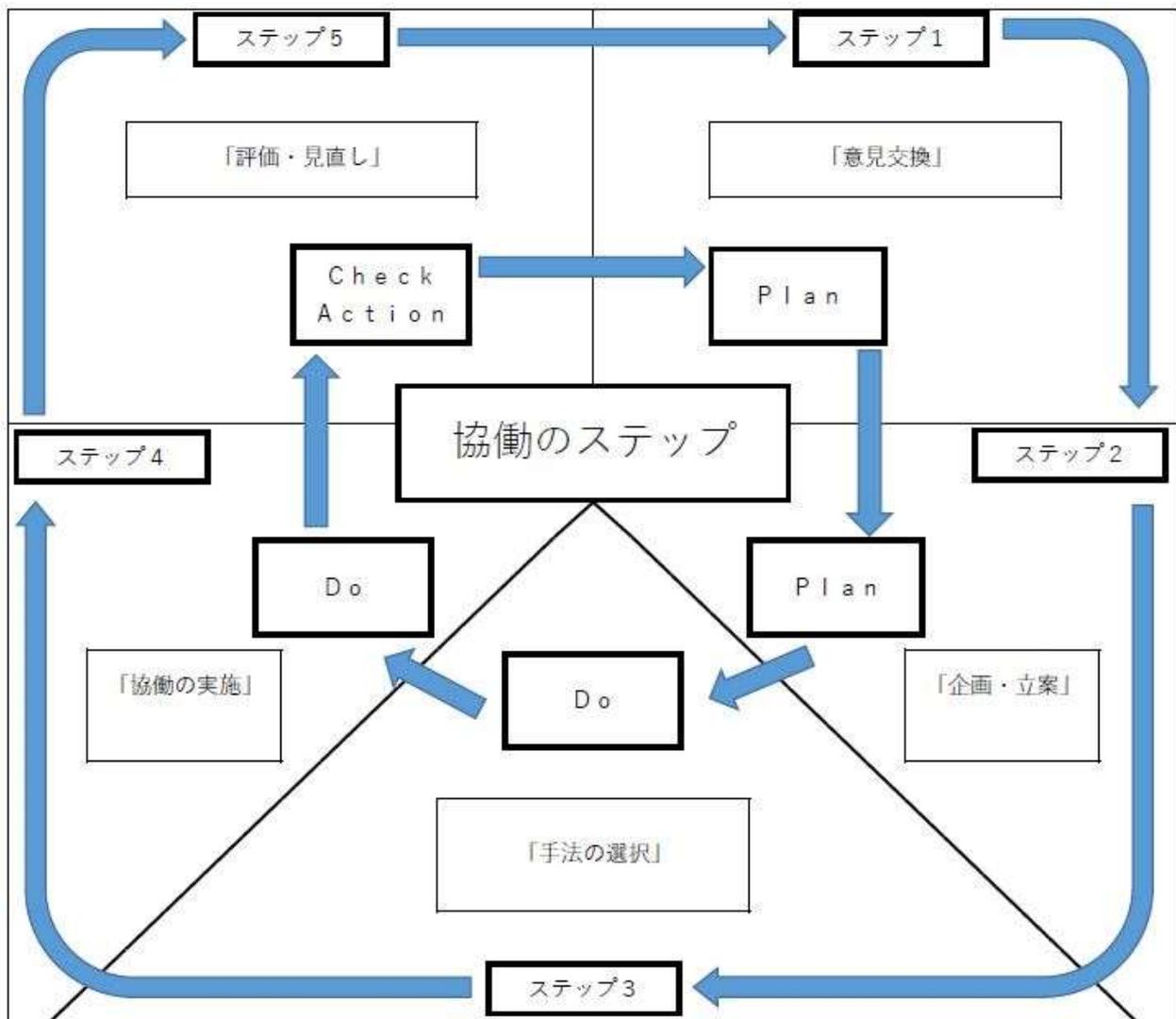
### 第3章 協働の進め方

#### 1. 協働の進め方

協働を進める過程には、「意見交換」「企画・立案」「手法(協働の形態)の選択」「協働の実施」「評価・見直し」の5つのステップがあります。

図3を参考にしながら、協働が最も効率的、効果的に実施できるように意識して進めていきましょう。

#### ◆協働のステップのイメージ(図3)



※協働の進行にあたっては、Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善)のPDCAサイクルを繰り返すことで、実効性を高めましょう。

## 2. 各ステップについて

### ① ステップ1「意見交換」

行政や市民活動団体が社会的課題・地域課題を共通認識として持ち、解決していくための意見や情報の交換を積極的に行い、相互の理解を深めましょう。

#### ステップ1 チェックリスト

1	相手方の立場に応じて特性を認識し、信頼関係を築けましたか	
2	必要に応じて話し合いの場を設けるなど、協働の相手方を理解しようと努めましたか	
3	課題や目的、成果目標について、よく話し合えましたか	

### ② ステップ2「企画・立案」

ステップ1「意見交換」の内容をふまえて、事業内容が協働に適しているかどうかを検討しましょう。

事業内容の方向性が決まったら、その事業が最も効率的かつ効果的に実施できるような協働相手の検討をしましょう。

協働相手が決まったら、役割分担をどうするのかなど、協働の中身について明確にしていくことが重要です。

#### ステップ2 チェックリスト

1	お互いの特性や得意分野を理解できましたか	
2	社会的立場やお金に関わらず、双方が対等になれましたか	
3	手間をかけても協働で取り組む意義や効果がありますか	
4	実現に向けた企画でにより共有できますか	

### ③ ステップ3「手法(協働の形態)の選択」

協働の事業手法は、次の5項目があります。

各手法を十分に理解して、ステップ2「企画・立案」で検討した内容に適した、協働の手法を選択していくことが重要です。

手法の選択	(1) 後援	P 11. 12
	(2) 事業協力	P 13. 14
	(3) 実行委員会	P 15. 16
	(4) 補助	P 17. 18
	(5) 委託(協働型)	P 19. 20

### ステップ3 チェックリスト

1	それぞれ何ができるか考え、役割と責任分担を話し合えましたか	
2	協働の手法を話し合い、適切でしたか	
3	経費負担や資金の運用・管理方法について話し合えましたか	
4	単独で行う場合よりも事業効果はあったと思いますか	

#### ④ ステップ4「協働の実施」

協働相手とコミュニケーションを取りながら、常に協働の基本原則を意識して事業を進めましょう。

### ステップ4 チェックリスト

1	お互いの強みや得意分野を活かし、助け合って実施できますか	
2	事業計画時に、双方の役割や責任分担を明確にし、その内容に基づいて事業に取り組みましたか	
3	相手に任せきりにせず、役割を自覚して積極的に取り組みましたか	
4	経費負担や、資金の運用・管理方法は計画どおり行われているか。また、変更が生じた際は、その都度、話し合えましたか	

#### ④ ステップ5「評価・見直し」

協働事業を実施したら、協働のプロセスを振り返りましょう。次の協働につながるように、双方が協働の実施結果を評価・見直しを行うことで、改善点が見えてきます。

また、事業の振り返りは、双方の事業改善につながります。実績報告書等の成果物は、団体としての実績として残ります。

### ステップ5 チェックリスト

1	目的、目標、手法などを振り返り、修正し実施できましたか	
2	協働における事業を振り返り、事業改善に取り組むことができましたか	
3	成果物として実績報告書等による報告はできていましたか	
4	守秘義務の重要性を理解し、実践できましたか	

### 3. 協働の形態

#### (1) 後援

##### 後援とは

市民、市民活動団体等が実施する事業に対して、行政が名義使用の許可を行う協働の形態です。その事業を奨励し、学術、文化及びスポーツの振興等に資することを目的としています。

なお、直接、行政から経済的、人的、物質的支援を行うものではありません。

後援を受けることにより、その事業に対する社会的な信頼が増したり、活動の公共性をアピールすることができる等のメリットがあります。

##### 許可申請書のダウンロード

・あま市公式ウェブサイト内より許可申請書のダウンロードができます。

「あま市の後援名義について」

(トップページ > 市政情報 > その他 > あま市後援名義について)

「あま市教育委員会の後援名義について」

(トップページ > 暮らしの情報 > 教育・人権 > 教育委員会 > あま市後援名義について)

##### 後援申請における相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

※あま市への後援申請とあま市教育委員会への後援申請では、窓口が異なるためご相談ください。

##### 後援申請における申請先

① あま市(企画政策課)

TEL 052-444-1712

② あま市教育委員会(生涯学習課・美和公民館)

TEL 052-442-2261

## 後援のステップ

申請



審査



許可



事業実施



事業完了



実績報告

・あま市(企画政策課)又はあま市教育委員会(生涯学習課・美和公民館)で申請場所が異なります。

・添付書類として、次のものを併せて提出します。

- ① 事業内容の分かる開催要領や企画書
- ② 事業の収支予算書
- ③ 主催者の定款、会則又は規約等
- ④ 主催者の役員名簿
- ⑤ パンフレット、チラシ(例年実施している事業の場合)

・提出した申請書類は、担当課で審査が実施されます。

・申請内容について不明な点があった場合、電話で確認される場合があります。

・後援の可否について、審査が終わるまで2週間程度要します。

・修正等が無ければ、申請者へ郵送にて「後援名義使用許可通知書」が届きます。

・許可を受けた後、後援名義を使用。  
(パンフレット、チラシ、HP 等で使用可能。)

・事業又は事業実施期間の終了後、速やかに「後援に関する事業実施報告書」と後援名義を使用したチラシ、パンフレット等を提出します。

## (2) 事業協力

### 事業協力とは

行政と市民活動団体等が、同じ目的のもと役割分担を定めて協力関係を結ぶ協働の形態です。

一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で進めるものなど、役割分担や協力内容によって様々な形があります。

目的や役割分担、責任分担などの項目を取り決め、協定書を交わすものや、行政から物品などが支給される場合など様々なケースがあります。

### 具体例

安全安心課による防犯・防災啓発活動（地域のお祭りやサロンで情報提供、資材の配布）

事業協力の効果として、幅広く集客のある場所で、多数の方へ防犯・防災に関する啓発が実施できること。また参加者の方へ啓発資材を配布し、事業の集客や魅力の増進につながる。

### 事業協力のポイント

- ・ 行政が市民活動団体等に、又は市民活動団体等が行政に協力を求めている事業について、積極的に協力していく姿勢を持つことが大切です。
- ・ 事業協力の過程で知り得た情報のうち、個人情報などその秘匿が必要な情報については、守秘義務を果たす必要があります。

### 事業協力における相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

## 事業協力のステップ

提出

- ・事業目的や事業内容等について、所管課へ提出します。
- ・添付書類として、事業内容の分かる開催要領や企画書が必要です。

協議

- ・協働事業の企画書を用いて、事業内容や実施までのスケジュールを所管課と協議します。

合意

- ・業務分担や実施期間など協議して、合意します。
- ・必要に応じて合意書や協定書を作成します。

事業実施

- ・双方、了解のうえ事業実施。

事業完了

実績報告

- ・事業内容、実施期間など実績を報告書にまとめ、所管課へ提出します。

## (3) 実行委員会

### 実行委員会とは

イベント等を実施する場合に、市民、市民活動団体、行政等が資金や人的資源を出し合っってひとつの実行委員会を結成し、その実行委員会が主催者となって運営を行う協働の形態です。

### 実行委員会のポイント！

- ・ 実行委員会の委員名簿の作成し、連絡方法を決定する必要があります。
- ・ 会議日程について、早めに関係各所との調整を実施する必要があります。
- ・ 実行委員会等の集団で意思決定を行う場合は、責任の所在が曖昧にならないように、お互いの役割と責任を明確にする必要があります。

### 実行委員会における相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

## 実行委員会のステップ

### 所管課と協議

- ・協働事業の企画書を用いて、所管課と協議します。
- ・添付書類として、事業内容の分かる開催要領や企画書が必要です。

### 打合せ実施

- ・事業目的、事業内容、規約などを定めます。
- ・会場スタッフ、イベント料金などにおける概算金額について協議します。

### 合意書 協定書

- ・業務分担、経費負担、責任の範囲などを明確にした合意書、又は協定書を取り交わします。

### 事業実施

- ・当日の役割分担を明確にした上で、実施します。
- ・必要に応じて進捗報告を行います。

### 事業完了 実績報告

- ・事業決算書等を用いて、実行委員会に報告し、承認を受けます。
- ・併せて事業内容、実施期間などを報告書(任意様式)で提出します。

## (4) 補助

### 補助とは

市民や市民活動団体、地域組織等が行う自発的・主体的な事業のうち、公益性の高い事業に対して、その団体の成長と自立や事業推進を促すために、行政が事業費の一部補助を行う協働の形態です。

### 補助のポイント

- ・ 効果的、効率的な方法による活動実施と適正な支出に努める必要があります。
- ・ 事業完了後の事務手続等を遅滞なく遂行する必要があります。
- ・ 補助ありきの取組だけに終始することなく、補助をきっかけに持続的な活動や自立的な活動への発展を目指す姿勢や意欲を持つことが大切です。

### 参考

- ・ あま市公式ウェブサイト上に、各種補助金制度について説明が載っています。申請を検討している補助制度について参考にしてください。（あま市コミュニティ活動推進事業補助金・あま市市民活動推進事業補助金）
- ・ この他に、県や国による補助金制度、一般企業や財団による補助金制度があります。

### 補助における相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）  
TEL 052-445-1900

## 補助のステップ

相談

- ・ 事業内容や申請内容が、補助金の対象となっているか相談します。

所管課との協議

- ・ 申請予定である補助金の所管課にて、補助制度の説明を受けます。  
申請に必要な書類や資料について確認します。

申請

- ・ 所管課へ申請書を提出します。
- ・ 添付書類として、事業計画書、収支予算書、資金収支計画書、申請者の定款、会則又は規約等の必要書類を提出します。

交付決定

- ・ 修正等が無ければ、申請者に対して「交付決定通知書」が送付されます。

事業実施

- ・ 交付決定後、事業を実施します。

事業完了

実績報告

- ・ 事業又は事業実施期間の終了後、速やかに実績報告書と収支報告書等を提出します。

確定通知

- ・ 実績報告書の内容を審査し、対象経費等に不備が無ければ、「補助金確定通知」が送付されます。

## (5) 委託（協働型）

### 委託とは

本来その事柄を行う者や組織が、その事務や業務を他者に依頼し行ってもらうこと。

### 委託（協働型）とは

通常の委託と変わりはありませんが、市民や市民活動団体、地域組織等が有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取り組みを進めるために事業を委託するものです。

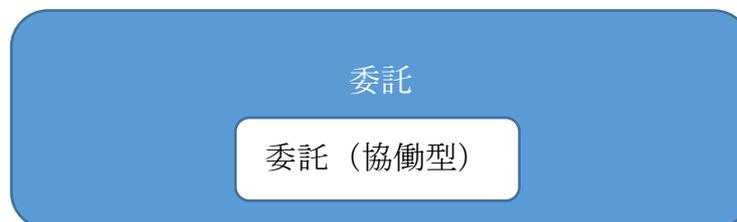
したがって、お互いの特性が効果的に発揮できるよう、仕様書の作成段階から先駆的な事例や意見を反映するなど、創意工夫が必要です。

### 委託（協働型）のポイント

- ・事業の内容によって、協働相手の選定方法は異なります。
- ・提案をしたことにより、必ず委託（協働型）が受けられるわけではありません。

### 委託（協働型）のイメージ

委託（協働型）については、委託の中の1つの形態です。



### 委託（協働型）における相談先

あま市市民活動センター（あま市七宝産業会館内）

TEL 052-445-1900

## 委託(協働型)のステップ

提案・相談

- ・業務目的や事業内容を所管課へ提案します。または、行政から相談があります。

仕様書協議

- ・現場のニーズを行政に伝え、行政サービスの向上につながるような内容を仕様書に反映させます。

委託先選定

- ・様々な選定方法によって、契約者を決定します。

契約

- ・業務分担や業務期間を確認します。
- ・契約書を締結します。

事業実施

- ・契約締結後、事業を実施します。

事業完了

実績報告

- ・事業内容、実施期間などの実績を報告書にまとめ、事業完了届を所管課へ提出します。
- ・請求書を所管課へ提出します。

参考資料

第5期 まちづくり委員会 委員名簿

	氏名	ふりがな	活動等
	大西 純滋	おおにし じゅんじ	地域学校協働本部
	青海川 祐城	おおみかわ ゆうき	あま市商工会
	カンドル サンデス	かんでる さんです	あま市国際交流協会
	北野 まり子	きたの まりこ	高齢者支援パールの会
◎	小林 優太	こばやし ゆうた	NPO法人ほっとネット・みわ
○	佐藤 亮治	さとう あきはる	あま市観光協会
	副島 美貴	そえじま みき	自然派ママの会@あま市
	塚本 晃規	つかもと あきのり	北苧住宅自治会
	中島 鉄夫	なかしま てつお	あま市防災ネット
	原 一晃	はら かずあき	甚目寺コミュニティ協議会
	三浦 明里	みうら あかり	にこりPARK
	溝口 紘	みぞぐち こう	金岩地区コミュニティ協議会
	横井 三千代	よこい みちよ	あま市小学校長
	横田 健司	よこた けんじ	あま市中学校長
	横山 亜矢子	よこやま あやこ	NPO法人ママ・ぷらす
	渡邊 みづえ	わたなべ みづえ	あまちゃんの会

※◎委員長、○副委員長

発行年月	令和4年2月
発行	あま市
作成	第5期あま市まちづくり委員会
編集	愛知県あま市 企画財政部 企画政策課 〒490-1292 愛知県あま市木田戌亥18-1 電話 052-444-1712 F A X 052-444-0982